

令和 3 年 6 月 21 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03427

研究課題名（和文）刑事手続におけるデータ取得・利用法制の研究

研究課題名（英文）Data protection Law in the Criminal Procedure

研究代表者

丸橋 昌太郎（Maruhashi, Shotaro）

信州大学・学術研究院社会科学系・教授

研究者番号：60402096

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）： データ（情報）をイギリスの法制度を対象に、（1）対象となる情報の分類方法、（2）取得要件、（3）取得手続、について、分析を進めた。

我が国では、保有主体ごとにルール（や表現）が異なる情報保護法制では、関係者がそのルールを理解することや解釈の統一が難しく、また、条例の不統一が、医療、災害対策、テロ対策等における国や自治体間での情報連携、ビッグデータ、IoTといった国家横断的政策や施策の妨げになるという点に大きな課題を残している。特に、犯罪組織への対応については、国家間や自治体間の情報共有が不可欠である。企業を含めた情報法制全体の問題として検討すべきことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日英の情報取り扱いについて、刑事だけではなく、行政全般に広げて、現代的課題を検討した。あらゆるデータがクラウドによって、国を超えて存在する現代において、規律するルールの統一化が、国内においても、国家間においても重要であることを示した。

我が国の刑事訴訟法上、差押代替措置によるクラウド上のデータを取得することには限界があり、立法対応が求められることになる。この立法対応を検討するにあたっては、本研究成果を生かすことができよう。

また、この成果は、一部地域の情報条例改正にも生かされている。社会科学の成果を社会実装した点においても意義が認められよう。

研究成果の概要（英文）： I analyzed the data protection system in the United Kingdom on (1) the classification of the target information, (2) acquisition requirements, and (3) acquisition procedure.

In Japan, under the data protection legislation, which has different rules for each owner, it is difficult for the parties concerned to understand the rules and unify their interpretations. There remains a big problem in that

The different rules problem will be obstacles to the exchange of information between national and local governments. In particular, information sharing between nations and local governments is indispensable for dealing with criminal organizations. It was clarified that it should be considered as a problem of the information legislation.

研究分野： 刑事訴訟法

キーワード： データ 令状 個人情報 パーソナルデータ

1. 研究開始当初の背景

現代社会においては、例えば、Web ブラウザのクリック記録など、生活の様々な情報がデータとして蓄積されるようになってきている。これらのデータは、一つ一つは意味をなさないようにみえるものも、蓄積データとなると、データ解析技術、処理性能の飛躍的な向上により、予期せぬプライバシーの侵害につながる危険性を秘めている。そうすると、個別にみれば、これらのデータの取得が一見して誰の何の権利・利益を制約しているのかがわかりづらく、また制約の程度が著しく小さいものであったとしても、犯罪捜査として無制限に行い得ないことは明らかであろう。ところが、現在の刑事訴訟法の体系では、上記の一つ一つは無価値だと思われるデータや、そもそも何の権利が制約されているか不明確な場合には、捜査機関において常に任意捜査と判断されてしまう危険性を有している。そして、従来の任意捜査の規律では、違法収集証拠の排除法則等による事後規制が中心であるため、秘匿捜査で行われ、かつ、公判に至らなければ、実施されたかどうかすら把握できず、一切規律の及ばない、いわばセキュリティーホールが生じている。このセキュリティーホールに対しても、有効に機能する犯罪捜査において情報・データを取得・利用するルール策定が早急に求められている。

申請者は、このセキュリティーホールの規律の方法について、科研費若手研究(B)課題「おとり捜査の実体要件の研究」と課題「秘匿捜査の基礎理論研究」において研究を進めてきた。ここでは、従来の令状主義の機能面「実体要件を設定し、それを実施時に第三者によって担保する仕組み」(以下、「適法捜査担保型の仕組み」とする)に着目して、セキュリティーホールにも有効に機能する理論構築を試みてきた。この適法捜査担保の仕組みは、強制処分法定主義とは別の濫用を防止する原理であることから、事前に、実体要件の設定さえ行うことができれば、任意処分領域に生じているセキュリティーホールであっても有効に機能するものといえる。

従前の学説の問題意識としては、非定型の任意処分には事前の要件設定はなじまないということがあったように思われる。ただ、諸外国、特にイギリスでは、データ保護法等の電子情報に関わる法制度が充実しているところ、わが国では任意処分と位置付けられているようなものであっても、事前に実体要件を設定して、それを担保する仕組みを構築している。

とりわけイギリスにおける取得手続において注目されるべきは、第三者である民間人が関与する Spoc(single point of contact)制度が導入されている点である。Spoc 制度は、一定のトレーニングを受けて資格を与えられた民間人(Spoc)が、情報の取得申請にあたって、申請者、授権者双方に、アドバイスをする制度である。授権者は、運用規則上、必ず Spoc からアドバイスを受けなければならないことになっており、情報取得法制の保護・管理人(Guardian and Gatekeeper)と位置付けられている(Code of Practice, para 3.21)。具体的事例に即して、上記の実体要件と、その担保する仕組みを分析することと併せて、この Spoc 制度の実際上の役割、アドバイス内容を分析することは、同制度の採否に関わらず、わが国のデータ取得に関する実体要件を検討するうえで極めて有益なものと思われる。そこで、本研究では、前回研究に引き続き、イギリスの法制度研究を一つの軸として、わが国の議論への示唆を得たい。

2. 研究の目的

情報データに関する技術が飛躍的に発展した現代においては、個別にみれば、無価値ないし侵害性の著しく低い情報であっても、集積・分析されることにより、予期せぬプライバシーの侵害につながる危険性を秘めている。現状では、これらの情報の取得は、捜査機関において任意捜査と判断されてしまう危険性も高く、そして秘匿捜査で行われると、一切規律の及ばない領域(セキュリティーホール)となっている。本研究は、情報の取得・保護法制が充実しているイギリス法を参考に、上記セキュリティーホールにも有効に機能する事前規制(適法捜査担保)型の捜査理論の構築を目指すものである。このセキュリティーホール問題は、秘匿捜査全般に及ぶものであるので、派生効果も大きい研究といえる。

3. 研究の方法

研究は、大きく(1)情報取得法制(29年度)、(2)情報保護法制(30年度)に分けて、進めた上で、(3)最終年度(令和元-2年度)に、その成果を踏まえて、国際基準の観点から、わが国における情報取得・保護法制の研究を行った。

各年度とも、基本的には制定法を軸として、立法過程や運用に関する判例・学説、実務運用とあわせて研究を進めていく。情報法制は、複雑に制定法が入り組んでいるため、当初は、刑事手続に関連する特定の立法に絞って行うこととしていたが、研究の進展に合わせて、一部行政における情報の取り扱いに関しても検討を行なった。

4. 研究成果

イギリスにおける情報法制を分析した結果、取得のための実体要件を設定して、それを担保する適法捜査担保型の仕組みになっていることが明らかになった。特に、本研究の採択後にイギリスで立法された Investigatory Powers Act 2016, c.25 は、捜査権限委員会を設置するなどの

仕組みを導入している。ただし、同法については、批判も強く今後の発展も分析を進めていくことが求められている。

特に、GPS 捜査の本質は、単なる位置情報を取得する捜査ではなく、行動監視捜査である。わが国でも GPS 捜査に関する最高裁の判断は示されたものの、現代のめまぐるしい技術発展にかんがみると、位置情報だけを対象とした議論では不十分である。音声や画像情報も視野に入れて議論していくべきである。この点において、イギリスにおける通信・会話の傍受、行動監視、身分泌匿の3類型による組み合わせによる秘匿捜査の規律は参考になるものと思われる。これは、わが国において各論として議論されている秘密録音やビデオ撮影、おとり捜査などを秘匿捜査という切り口で包括して規律できる理論体系の構築につながるものである。

イギリス法では、侵害性に応じて、手続を(a)組織内、(b)組織内+外部独立委員会、(c)司法審査の3段階のレベルに分けて規律している。わが国では任意捜査とされているものについては、(a)または(b)による規律も可能である。通信傍受は(c)による規律が求められることはいまでもないが、身分泌匿や公道上の特定の人物に対する行動監視は、(a)で足りるものと思われる。組織内の内部規律であっても、捜査の可視性を向上させる上では一定の効果は見込めるものと思われるので、検討に値するものといえよう。

イギリスでは、RIPA 立法時において、プライバシーの合理的期待という表現で規律すべき、という意見もあった。これについては、捜査現場において具体的な判断を求めることは困難であることを理由に、住居と車両という具体的な表現になった。その意味では米国におけるプライバシー理論とも親和性を持っているといえよう。実効性のある制度設計をするためには、具体的な場所や態様を特定して規律していくことが有効であるという点において参考になるものと思われる。

GPS 捜査を行動監視捜査として規律する場合には、個人のプライバシー情報を得る手法かどうかが任意捜査との区別で重要になってくるものと思われる。イギリスでは、GPS 捜査は特定監視として規律されているが、その他の類型において、犯罪情報や公共スペースにおける行動は、原則として保護に値するプライバシー情報にあたらぬとして、規律の枠外に置いている。イギリスにおける特定監視は、大部分において、わが国における任意捜査に相当するものと思われるが、上記2のように、段階的に規律をする構造を検討する場合には、規律の対象となる行動監視と、任意捜査として行いつる行動監視を区別する基準として参考になろう。

以上のことは、丸橋昌太郎「イギリスのGPS捜査とプライバシー保護」指宿信編著『GPS捜査とプライバシー保護』(2018年)として、公表している。

本研究の成果を活用して、わが国における情報の取り扱いルールが不統一であることの弊害について分析を行い、軽井沢町の条例改正を行なった。丸橋昌太郎=梶谷篤「軽井沢町における個人情報保護条例改正の取組みについて」情報法制研究7号103-107頁(2020年)で

また情報の取り扱いについては、暗号解除やクラウド上のデータの問題が今後深刻になっていくことが予想されるが、その制度設計上、黙秘権や自己負罪拒否特権の理論的整理が不可欠となる。この点について、丸橋昌太郎「暗号解除法制暗号解除に関する規律について—イギリスにおける暗号解除法制を参考に」日高先生古稀記念論集下巻(2018年)で問題意識を示すとともに、丸橋昌太郎「黙秘権、自己負罪拒否特権の異なる意義について」池田修=前田雅英古稀記念論集(2020年)において理論的整理を行なった。

また情報の複雑化を巡る刑事法制の課題は、企業犯罪にこそ生じてくるという認識のもとで、企業内の情報の取り扱いについてもあわせて、国際的に検討を行なった。その成果によって、次の国際共同発表を行なった。

・ Chizu Nakajima, Shotaro Maruhashi, Daisuke Fukamizu, Tatsuhiko Inatani, Taichi Yoshikai, 'Corporate crime and responsibility in Japan - getting the balance right!', The 37th Cambridge International Symposium on Economic Crime, PLENARY WORKSHOP 48 (6th sep 2019, U.K.)

・ Shotaro Maruhashi, Daisuke Fukamizu, Allan Milford, 'Plea Bargains - Japan's approach to corporate crime, similar to DPAs?', Daiwa Anglo-Japanese Foundation Seminar (11th sep 2019, U.K.).

・ Fernanda Tartuce, Gabriela Hardt, Shotaro Maruhashi, Daisuke Fukamizu, 'Criminal Litigation', The 2nd BRAZIL-JAPAN LITIGATION AND SOCIETY SEMINAR-Session 7A (17th sep 2019, Brazil)

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 丸橋昌太郎 梶谷篤	4. 巻 7号
2. 論文標題 軽井沢町における個人情報保護条例改正の取組みについて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 103 107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 指宿信	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 257頁
3. 書名 GPS捜査とプライバシー保護	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		